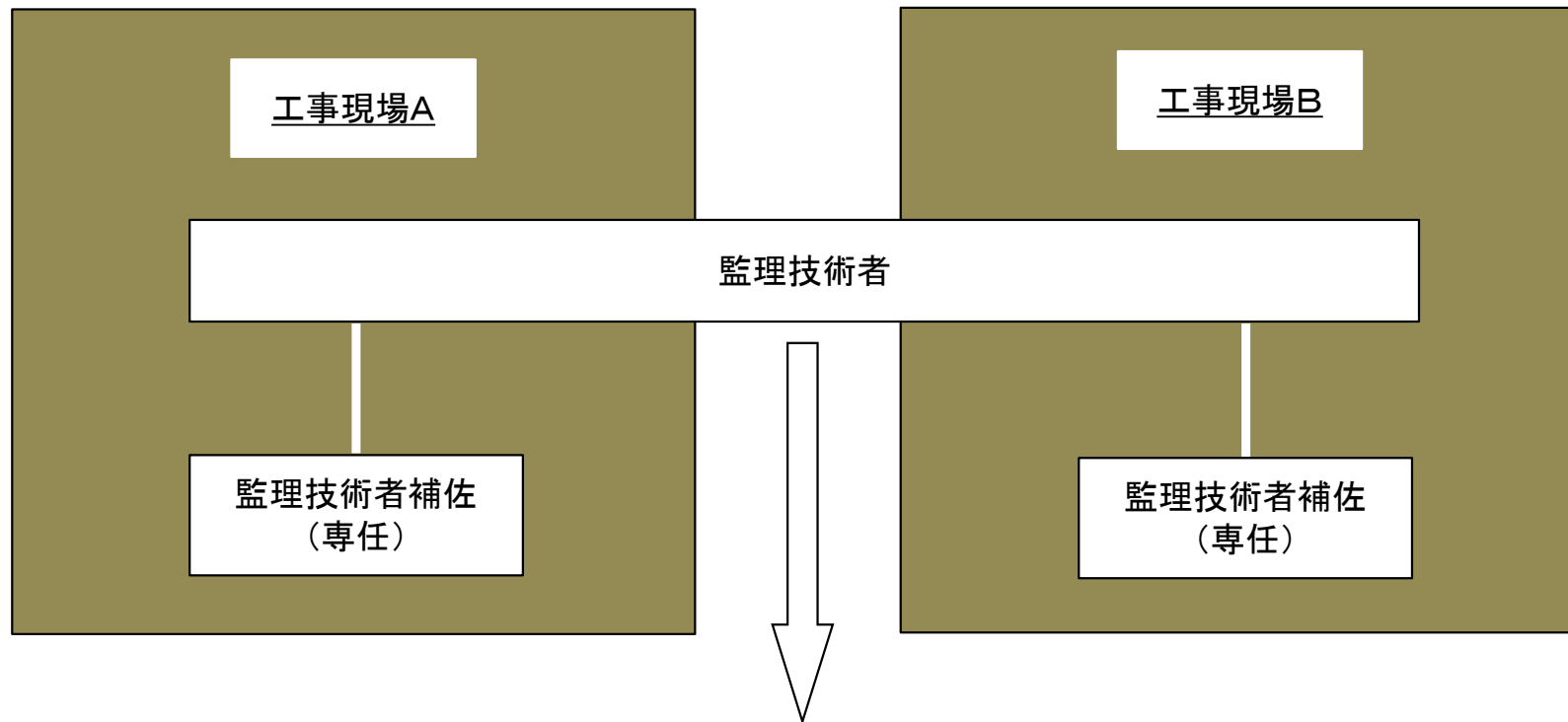


監理技術者の専任緩和(建設業法第26条)

・令和元年6月の建設業法改正により3,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円以上)^{※1}の工事については監理技術者等は工事毎に専任が必要であったが^{※2}監理技術者補佐を専任で置いた場合は監理技術者は2つの工事まで兼務が可能。
(令和2年10月1日から施行)

※1: 建設業法施行令の改正により、令和5年1月1日以降は、4,000万円以上(建築一式工事の場合は、8,000万円以上)。

※2: 監理技術者補佐は一級施工管理技士補(令和3年4月1日施行)を有する者又は一級施工管理技士等の監理技術者の資格を有する者。



監理技術者は兼務可能

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)及び監理技術者を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の関東地方整備局(空港港湾関係を除く)発注工事における取扱いについて

(令和2年10月1日時点)

■ 特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置する要件の運用(入札公告及び入札説明書、特記仕様書に要件を記載)

(1) 分任支出負担行為担当官工事であること。

- ・電気通信設備工事は地方整備局会計事務取扱標準細則(平成14年3月28日国官第4136号)第22条第1項第5号に該当するもののうち本官工事として行うものも含む。
- ・営繕工事は地方整備局会計事務取扱標準細則(平成14年3月28日国官第4136号)第22条第1項第6号に該当するもののうち本官工事として行うものを含む。

(2) 兼務する工事が維持工事同士でないこと。

※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。

(3) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(4) 監理技術者補佐は一級施工管理技士補(※)を有する者又は一級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。 ※一級施工管理技士補は令和3年4月1日施行。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(5) 監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(6) 特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までであること。

(7) 特例監理技術者が兼務できる工事は、特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。

範囲は以下を標準とする。ただし、各工事の地域特性等を踏まえ個別に範囲設定可能。

- ・土木関係工事 : 施工地の都県内(河川については、沿川市町村等)
- ・機械関係工事、電気・通信関係工事、営繕関係工事 : 関東地方整備局管内 (管内境界に接する県の工事の場合は、他地整管内の隣接県も含める)

(8) 特例監理技術者は施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

(9) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡をとれる体制であること。

(10) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

本運用については、監理技術者の兼任状況等を踏まえ、適宜、見直しの検討を行う予定である。

※その他、施工体制上の留意点

現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において「総括安全衛生責任者の選任を要するときにはその事業場に専属のものとする。」とされていることから、施工体制に留意すること。